

# 新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

## 1 措置区域の変更

### (1) 緊急事態措置の延長

対象区域	期 間
<b>北海道</b> 、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 広島県、福岡県、 沖縄県 (19都道府県)	9月13日 ~9月30日 (18日間)

### (2) まん延防止等重点措置の追加、延長、終了

措置	対象区域	期 間
追加 (緊急事態措置 区域から移行)	宮城県、岡山県 (2県)	9月13日 ~9月30日 (18日間)
延長	福島県、石川県、 香川県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県 (6県)	
終了	富山県、山梨県、 愛媛県、高知県、 佐賀県、長崎県 (6県)	—

## 2 基本的対処方針の主な変更内容

項目	内容
全般的方針	<ul style="list-style-type: none"><li>国は、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体的に進める。</li></ul>
重点措置区域における取組等	<ul style="list-style-type: none"><li>重点措置区域である都道府県において、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件を満たした店舗において19時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21時までの営業（酒類提供は20時まで）も可能とする）。</li></ul>